

議案第78号

松阪市原田二郎旧宅条例の一部改正について

松阪市原田二郎旧宅条例（平成24年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市原田二郎旧宅条例の一部を改正する条例

松阪市原田二郎旧宅条例（平成24年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 原田二郎旧宅に関わる文化活動及び観光交流のための活用
第2条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 原田二郎旧宅に関わる資料の保存と活用
第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

第3条第1項第1号ただし書中「除く。」を「その翌日」に改め、同項第2号中「12月29日」を「12月30日」に、「翌年1月3日」を「翌年1月2日」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「午前10時」を「午前9時」に、「午後4時」を「午後5時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条第2項を削る。

第5条の見出し中「入館料」の次に「及び観覧料等」を加え、同条第1項を次のように改める。

原田二郎旧宅に入館しようとする者は、入館料を支払わなければならない。

第5条に次の4項を加える。

- 2 入館料は、別表に定めるところによる。
- 3 市長は、特別の事業を実施するときには、その期間に限り、第1項の入館料のほか、観覧料その他の当該事業に関する料金（以下「観覧料等」という。）を徴収することができる。
- 4 観覧料等は、前項の事業の内容を考慮して、その都度市長が定めるものとする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入館料及び観覧料等を徴収しない。

第8条を第10条とする。

第7条中「責」を「責め」に改め、「損傷」の次に「し、」を加え、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 原田二郎旧宅の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、原田二郎旧宅の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業に関すること。
- (2) 原田二郎旧宅の維持管理に関すること。
- (3) 原田二郎旧宅の利用及び利用料金に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、指定管理者に入館及び観覧等に係る料金を利用料金として当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- (2) 第3条中「松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第4条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「観覧料」とあるのは「観覧に係る料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「徴収」とあるのは「收受」と、「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第6条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、入館に係る料金は、指定管理者が別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第6条第3号中「建物、設備、展示資料等」を「原田二郎旧宅の文化財的価値を損ない、又は施設等」に改め、同条第4号中「前3号に掲げるもののほか、管理に」を「その他管理上」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(入館料の免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分		入館料	
		入館券	共通券
一般	個人	100 円	80 円
	団体	80 円	60 円
6 歳以上 18 歳以下	個人	50 円	40 円
	団体	30 円	20 円

備考

- 1 団体は、20 人以上の場合に適用する。
- 2 共通券は、同一の日において、旧長谷川邸、旧小津邸、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の 4 館のうち 2 館以上の施設に入館する場合に適用する。
- 3 共通券の金額は、2 館以上の施設に係る共通券の金額のうち原田二郎旧宅に係る金額を指す。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。